

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年8月26日 16時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市近江舞子中浜水泳場北東方沖（琵琶湖西部） 男松三等三角点から真方位021°1,200m付近 （概位 北緯35°14.3′ 東経135°58.1′）
事故の概要	水上オートバイ <small>ワイヤービービーシー</small> YA-BBCは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年9月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ YA-BBC、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-52307 滋賀、株式会社 BBC
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	軽傷 1人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、搭乗者5人を乗せた「バナナボートと称する浮体」（以下「本件浮体」という。）を、長さ約20mのロープを使用してえい航しながら、近江舞子中浜水泳場北東方沖を南西進していた。</p> <p>本船は、船長が、船尾方を振り返って浮体の搭乗者全員が取っ手をつかんでいることを確認した後、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で左旋回したところ、本件浮体が遠心力により振られて横転し、搭乗者全員が湖面に投げ出され、前から2番目に座っていた搭乗者（以下「搭乗者A」という。）が他の搭乗者と接触して頭頂部に切創を負った。</p> <p>船長は、平成30年6月に小型船舶操縦免許を取得し、本事故時、浮体をえい航して遊走するのが2回目であった。</p> <p>船長、同乗者及び本件浮体の搭乗者5人は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、本件浮体をえい航中、約30km/hの速力で左旋回したことから、本件浮体が遠心力により振られて横転し、搭乗者全員が湖面に投げ出され、搭乗者Aが他の搭乗者と接触して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航中、約30km/hの速力で左旋回したため、本件浮体が遠心力により振られて横転し、搭乗者全

	員が湖面に投げ出され、搭乗者 A が他の搭乗者と接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浮体をえい航して旋回する場合は、浮体が遠心力により振られて横転することのないよう、緩やかな角度で旋回するとともに十分減速すること。・ 船長は、浮体の搭乗者に頭部保護具を装着させることが望ましい。